

議案第20号

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設条例の廃止について

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設条例を廃止する条例

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設条例（平成18年鹿屋市条例第147号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設を普通財産として貸付けを行い、効率的な活用を図るため、当該条例を廃止したいので、本案を提出するものである。